

第14回教育委員会会議

1 日時 令和5年9月12日（火曜日） 午後3時30分～午後4時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
村川 智和	総務課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員服務・監察担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
柳澤 成憲	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第83号	職員の人事について
議案第84号	職員の人事について
報告第85号	職員の人事について

なお、議案第83号及び第84号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第85号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第83号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の教頭で、処分内容は懲戒処分として免職が相当と考える。事実の概要について、当該教頭は令和3年1月、公費でベッドパッド1点及びステップチェア1点、総額8万2,100円を購入して自宅に納品させ、それらの代金を同校図書室用椅子購入代金に水増しして事務用品納入業者に請求をさせた。また、令和3年3月頃、同校の工事受注業者に自宅門付近の外構工事、約1万円を依頼し、無償で工事の施行を受けた。なお、当該教頭は先日の図書室用椅子購入を含む44件の口頭発注契約が発覚し、令和4年12月に停職1月の懲戒処分を既に受けているが、事情聴取の際に本件事案については供述をしていなかったものである。具体的には、一つ目の事案について、令和3年1月、図書室の改装のための予算に約50万円の余剰があると知った当該教頭は、休日に家族を伴い、家具店に赴き、アンティーク調の椅子12脚及び椅子カバー3点、総額約45万円を選んだところ、家具店の店員より8万円程度ディスカウントするとの申し出を受けたため、自宅のベッドに適合するサイズのベッドパッド1点と、ステップチェア1点を追加で選び、椅子及び椅子カバーは同校に、ベッドパッド等は自宅に納品するよう指示して注文した。発注に先立ち、事務用品納品業者の営業担当者に総額約45万円程度の椅子を同社が家具店で購入して、学校に納品し、約50万円程度を同社に公費で支払う手はずを事前に持ちかけ、ベッドパッド等を自宅用に購入したことについても他言しないよう口止めをして、学校宛

ての納品書には載せないよう頼んでいた。2つ目の事案について、令和2年度、同校の工事及び物品購入の発注先の選定などは適正な業者選定手続を経ず、当該教頭がほぼ全て行っていたが、工事受注業者について仕事が丁寧で見積りも迅速であると高く評価をしており、同社は同校トイレ、漏水工事等4件の工事を請け負っていた。令和3年3月頃、当該教頭は自宅のインターホン付近の雑草対策としてタイル貼りの工事をしたいと考え、同社社長に見積りを依頼したところ1万円程度であると知り、同社に工事を依頼した。同月の休日、同社の社員が当該教頭の自宅を訪れ、外構工事を行い、工事代金を支払おうとしたところ「簡単な工事なのでお金は要りません。社長から言われています。」として、同社の社員は代金を受け取らなかったため、当該教頭は申入れを受け入れ、無償で同社の工事の施工を受けた。当該教頭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 被害弁償というか、8万円ぐらいですか、公金から不当に支出しているんですけど、これについては被害弁償は何かありましたか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 被害弁償の申出は受けておりまして、今、利息を含めて請求の手続を行っているところでございます。

【大竹委員】 本人ではなくて、今回の営業した業者側への処分についてですが、例えば、一つ目の業者は、発注者からの注文とはいえ、納品先を学校以外の自宅に納める、しかもそれを口止めされたということになると、そこで何かおかしいなというふうに気づかないといけないことで、それに対する処分はするべきかということがあります。もう一つの業者につきましても、普通、面識もないところであれば、工事をやるからお金はいいですというわけではなくて、これだけ見れば贈収賄的なものもあるので、それぞれの業者に厳重に何らかの注意勧告は最低すべきだというふうには思いますけれども、そこら辺については今、どういうふうな動き方をされておりますか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 関係する業者についてということで、一つ目の業者につきましても御指摘のとおり、止めるタイミングがあったのではないかとということですが、本市のほうでは契約関係業者のそうした行為について疑義がある場合に入札参加停止措置要綱というのがございまして、そちらに基づいて契約管財局のほうと協議しながら停止措置に至るかどうかなということを検討してきましたが、まず一つ目の業者についてその要否を契約管財局に報告して検討しました結果、それぞれの要綱に定める規定要件に

該当しないことから、指名停止などの処分は行われたいというふうに聞いております。また、もう一方の業者につきましても同様に、同じ扱いで入札参加停止措置要綱の規定要件に該当性を相談しまして、要否を検討した結果、同じく指名停止などの処分は行われたいと聞いております。

【大竹委員】 今のままだとすると何の勧告もないということで、最低こういったような指示があったときには、速やかに報告していくといった何らかの注意喚起はすべきだし、2つ目の業者のほうもそういう疑義が疑われるような行為ですよということで、そこら辺については今後何らかの注意勧告ですね、法的に指名停止にしないということであっても、それぐらいははじめとしてやっておかないと、何の跡も残らないという格好になってしまう。そこら辺は筋、はじめをつけて、何らかの文書注意なりの警告書なりは出したほうが良いというふうに思いますけれども。そこら辺もまた、教育委員会が出すのか、先ほど言った契約を所管する部署が出すのか分かりませんが、そこら辺も少し検討していただいて、それでも出す必要がないというならそれはそれで、もうこれ以上言いませんけれども、何となくバランスが悪いという感じはします。

【多田教育長】 大竹委員からの御意見、御指導もいただきましたので、改めて契約担当部署のほうに注意なり指導なりというところはないのか、それから発注といいますか、事実上のそういった行為も必要がないのかどうか、その辺りもう一度、改めて確認をしたいと思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 承知いたしました。確認してまいります。

【栗林委員】 今の森末委員、それから大竹委員からの御指摘はそのとおりだと思うんですけども、この方は教頭ですよ。教頭というのは職場環境のある意味責任者、具体的な責任者ですよ。その方はむしろこういうことを、職場環境をチェックする立場におられるはずで、そういうことのないように教頭を任ずるということがそもそも原点にあるんだというふうに、私はこれまで学校現場で対応させていただいた中では受け止めてきているんです。それで、この方個人の問題もありますけれども、この方は教頭としてこういうことをされて、職場の中でも一定程度そういうことが知れ渡るようなことがあると思うんですけども、学校の教員の方たちも驚くかなという気が正直いたします。だから、この方個人の問題もおありだと思うんですけども、教育委員会を中心に教頭の任命についてもどういう人物をどういうふうに配置していったら職場環境としてふさわしいのかということについては、モラルの問題として検討する必要があるんじゃないかなということ

で御指摘だけさせていただきたいと思います。

【上原教務部長】 ありがとうございます。当該教頭、モラルの問題でこういったことを引き起こしてしまいまして、私ももちろん人事配置に当たっても御指摘のような点には留意すべきとは思いますが、今、学校現場のこういった公金支出の事務についての監査的な機能が少し弱いんじゃないかという問題意識も持って、総務課のほうも入って、局でプロジェクトも組んで、学校現場へのそういった公金支出の事務に関わる監査機能の強化について、今、まさに別で検討しているところでございますので、そういったことも含めて再発防止に努めてまいりたいなというふうに考えております。

【平井委員】 教頭に一任の状態ですか。

【上原教務部長】 本来であればこういった事務について、もちろん決裁権者は校長になりますから、これについては、前回の架空契約のときに、校長については一定の処分をなされておったんですけども、その契約の同一の行為の中でさらに教頭個人が当該業者と癒着をして、こういったことが今回見つかったものですが、本来、校長の管理権限の中でももちろんチェックしていかなければならない事案ではございます。

【平井委員】 マネジメントという点で課題が多い事例です。見直しのポイントとして、組織マネジメントの浸透とそれに伴う合意形成が不可欠だと思います。事務局が中心になって対応をお願いしたいものです。

【上原教務部長】 承知しました。

【森末委員】 業者に対して支払いするときの公金の支出は校長が最終決裁者でしょうか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 最終決裁者は校長です。

【森末委員】 ここでは実際はこの教頭が取り仕切っていて、校長先生は言われるがままに何も確認しないで判を押す、そういうことなんですかね。この前の事案では、学校事務職員がかなり重たい懲戒処分を受けて、それも教頭がかなり執拗に言っているようなことが伺われた事案だったんですけど、そういう意味では、こんな人がいると本当に仕えている事務の人がこんなことになってしまったり、そういう意味では制度を見直すきっかけにさせていただきたいと思います。しかも業者に何も制裁がないというのは私もどうかと思うので、注意喚起でも行政指導的でも通知を出すとかして、こんな事案があったので絶対こんなときは言ってくださいとか、教育委員会事務局に報告せよとかね、そんな通知を出すとかね、今、取引しているところとか、今度取引するところも含めて、そんなこと

も考えたらいいかないと思います。そうじゃないと、やったけど何もないから、結局そういうことで癒着で入った業者が随意契約で選ばれてまた得するという構造は何とかなくしていただきたいと思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 承知いたしました。

【多田教育長】 本件に関わりまして、再発防止ですとか、公金の小さな流れですとか、あと体制なり校長、教頭の権限であったり、事務職員の関わり方であったり、もちろん取引業者との関係も整理すべきところも本日御指導もいただきましたので、そのところは全体を挙げて少し問題点を整理をして、その方向性をまた改めてご報告させていただけたらというふうに思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第84号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校の講師、処分内容は懲戒処分として減給3月が相当と考える。事実の概要について、当該講師は、令和5年6月4日から7月5日までの間、前任校の卒業生で現在高校1年生である18歳未満の女子1名に対し、SNSで性的な関心や欲求に基づくメッセージを送信した。具体的には、当該講師は生徒が検索すれば分かる状態でインスタグラムを公開しており、複数の生徒からフォローをされていた。当該講師は教師と生徒の立場ではSNSのやり取りをしてはいけないと考えていたが、関係高校生が中学校を卒業した令和5年3月末頃にフォローを返し、5月6日に関係高校生からメッセージが送られてきたことがきっかけで毎週末関係高校生とメッセージのやり取りをしていた。6月4日、関係高校生から恋愛関係などの話の流れの中で、当該講師は性的な質問を送信し、自ら性的な話題を広げていった。6月7日、当該講師は関係高校生に対してやり取りを削除するよう依頼している。しかしながら、その後もやり取りを続け、当該講師は自ら性的な話題を広げていた。メッセージのやり取りは深夜零時を超える時間帯にも行われていた。当該講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第85号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

大池小学校教頭の後任として、指導部の指導主事である小椋健司を充ててまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

【事務局】 最後に、栗林教育委員におかれましては9月19日をもって退任されます。本日が任期中に開催される最後の会議となっておりますので、一言御挨拶を頂戴できればと存じます。

【栗林委員】 多田教育長をはじめとしてこの間、教育委員の皆様方に御指導、御支援いただきましたことにまずは心から感謝申し上げたいと思います。私はそもそも大阪市の教育委員をお引き受けしようと思ったのは、かなり明確な意図がございました。それは何かと申しますと、今、一部の研究大学で明らかになっております、国立の大学の再編ということが課題になっております。これは何も研究大学だけじゃなくて教員養成学部であったり、あるいは教育大学であったりについても必ず大きな再編の時期が来ます。それに関わって、これからの日本の学校計画をどのようにして、子供たちをどのように育てていったらよいかということについては、私はかなり長い間課題の認識を持っておりました。ちょうど私が任期の途中でそのことに関わって教員養成の課題についてはフラッグシップ大学というそういう課題を提案して、それについて国立で課題に取り組もうとする大学を幾つか選ばせていただいて、資金を供与して、これからの教育を考えていただきますということについて、私は自ら旗振り役をして指示をして案を提出するというところを行っていた。そして、その結果、4大学、学部も含めますけれども、大阪教育大学をはじめとした大学が選ばれるということになりましたが、私はその中で基本的にはこれからの日本の学校教育は国際化ということをや非常に大きな課題としなければいけないということを感じておりました。それからもう1点がデジタル化でございます。これについてはまた別のところでも取組をせざるを得ないような状況が生まれつつありますけれども、そうしたことを合体させて、課題として教員を育成するというのがなければ、日本の学校教育が行き詰まっていかなるを得ないことになる。そもそも現在の学校政策というのは、日本が第二次世界大戦で焼け野原になって、その中から立ち上がって復興して発展していこうという、そのときにどういう学校体制にしなければいけなかったのかということも課題

としてきたときの形がそのまま残っているというような状態を続けております。これをどうするのかということ課題認識の一つにしていくべきだと。私は大阪をはじめ、京都、それから近畿の地区を含めた全体での取組というのは、これからの日本の指導的な役割を果たす立場にあるんじゃないかということ強く思ってきているということもあって、それでお引き受けして、やろうとしたんですけれども、体調不良のこともありますし、そもそも志がある割には能力が低いということが自分自身十分に理解できていなかったという点もあるかと思えますけれども、十分な取組ができないままに任期の終わりを迎えてしまったということがございます。この間、委員の皆様方に御指導いただいて、あるいは御支援いただいたということが非常にありがたいことであって、私の能力の低さを補っていただいたということに関しては感謝の気持ちしかございません。できればこうした課題というのはなくなるわけではないと、私個人は強い思いがございまして、この点について引き続き課題を御認識いただいて、お助けいただいたらというような気持ちは強く持っております。また、新しい委員の方もそうしたことには造詣を持って臨んでいただけたらと思いますので、先生方の御指導をいただきながら、そうした課題に取り組んでいただいて、私は日本の中で今、この地域の果たす役割というのは、復興の中では東京が政府主導で果たしてきたというところで、これは日本全体のリーダーシップを取ってくれたということがあると思えますけれども、関西は歴史的にも非常に古い、そして古い中で育成してきた雰囲気というのは非常に強いものがあると思っています。その点で日本の新しい学校教育を支えていくそういう可能性を持っていると思えますので、この点でぜひ引き続き先生方のお力添えをいただいて、また新しい教育委員会の中で課題を果たしていただけたら私としてはありがたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。また、事務局の皆様方にもこうした点についても御指示、御支援いただいてきたことについては心より改めて感謝申し上げたいと思ひます。引き続き委員の人にはそうした課題を、認識を持っていたき、私の任期が来てしまつて果たせなかつたところを何とかバックアップしてあげようということで支えていただけたらありがたいと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
